

【参考資料】

議案第38号 朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福祉部長寿はつらつ課

### 1. 改正理由

指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、介護保険法(平成9年法律第123号)第81条第1項及び第2項の規定により、市の条例で定めることとされている。

この度、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)が一部改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する。

### 2. 改正内容について

- ①従業員の員数に係る規定の変更及び追加
- ②指定居宅介護支援の具体的取扱指針に係る規定の追加
- ③重要事項の提示に係る規定の追加 など

### 3. 施行期日

この条例は令和6年4月1日から施行する。

担当

福祉部長寿はつらつ課介護保険係  
電話 463-1719